

委託業務仕様書

1 委託業務名

小学生向け「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」啓発チラシ作成及び発送業務委託

2 委託業務の趣旨

小学生及びその保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知啓発のため、啓発チラシを作成し、県内各小学校へ発送する。

3 委託業務内容

(1) 啓発チラシの作成及び発送

三重県が所有するデータや指定する文字原稿を盛り込み、レイアウト調整をしたうえで啓発チラシ（A4両面）40,000枚を作成し、事務文書（三重県が作成）を印刷・同封したうえで「納品先一覧」記載の県内各小学校へ配送（分割納品）を行う。

(2) 印刷、校正、加工など

四六判73kg A4サイズ コート紙 オフセット印刷

両面フルカラー4色印刷

4ツ折（仕上がりサイズA6）にする。

色校正を行うこと（1回以上）。

~~純パルプ100%製8W無地 サイズ：約82mm×122mm~~ ← 消除

(3) 納品

【納期】

令和6年2月29日（木）

【納品先】

①三重県環境生活部くらし・交通安全課 : 5,500部

②上記以外（※「納品先一覧」参照） : 34,500部（100部×345か所）

【包装等】

100部単位で紙帯包装 ※ 納品先 ① 三重県納品のみ

(4) 電子媒体制作

チラシのPDF、JPGデータを制作し納品すること

(5) その他

県から文字原稿及び出来上がりイメージのデータを提供する予定。

（※過去に県が作成した啓発チラシのデータに修正点を書き込んだもの）

4 所有権・著作権等

本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

5 その他

(1) 受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当加入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの業務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) その他委託業務を遂行するにあたり必要な事項については、両者協議のうえ決定する。